

「青森県内における路線バス等の GTFS データ整備・登録支援業務委託」 企画提案競技に係る実施要領

1 目的

この要領は、青森県内における路線バス等の GTFS データ整備・登録支援業務を実施するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により委託先候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

青森県内における路線バス等の GTFS データ整備・登録支援業務

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 1 9 日（木）まで

(4) 提案上限額

29,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※実際の契約額は、委託先候補者決定後、企画書の内容に基づき改めて見積書を徴取し、精査した上で別途決定する。

3 参加資格

国内に本社事務所を有する事業者であり、かつ次のいずれにも該当しない者であること。

- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ・ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者
- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく手続を行っている者
- ・ 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の統制の下にある者
- ・ 法人税、消費税及び地方消費税等を滞納している者

4 全体スケジュール（予定） 実施状況により日程が変更となる場合がある。

令和 7 年 5 月 1 9 日（月）	公募開始
5 月 2 3 日（金） 1 7 時	企画提案競技に係る質問書提出期限
5 月 3 0 日（金） 1 7 時	企画提案競技参加表明書提出期限
6 月 9 日（月） 1 7 時	企画提案書提出期限
6 月 1 6 日（月） 午後	審査会（プレゼンテーション）開催予定
6 月 1 8 日（水）	審査結果通知（予定）
～ 7 月中旬	委託業務契約締結

5 申込方法等

(1) 参加申込み

企画提案競技参加申込書(様式1)を令和7年5月30日(金)17時までに、電子メールにより提出すること。

提出先:kotsurenkei@pref.aomori.lg.jp

(2) 企画提案競技に係る質問書の受付及び回答

企画提案競技に係る質問は、質問書(様式2)により、令和7年5月23日(金)17時までに、電子メールにより提出すること。回答は、令和7年5月28日(水)までに当課のホームページに掲載する。

提出先:kotsurenkei@pref.aomori.lg.jp

6 企画提案書の提出

(1) 提出書類

①	企画提案書鑑 (様式3)
②	提案事業者概要(様式4) ※記載要件を満たすものであれば会社案内等に代えることも可能
③	定款又はこれに準ずる規約
④	直近の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)
⑤	企画提案書(任意様式)
⑥	経費積算書(様式5)
⑦	その他、企画提案内容を説明するために必要な書類

(2) 提出部数

各7部

(3) 提出期限

令和7年6月9日(月)17時(必着)

(4) 提出方法

持参又は郵送により行うこと。直接持参する場合の受付時間は、土、日、祝日を除く平日の9時から17時までとする。

7 企画提案書に記載を求める内容

6(1)⑤の企画提案書には以下の内容について記載すること。

記載項目(評価項目)	内容
1 業務遂行力	
①実施体制・全体スケジュール	・業務全体の実施体制(責任者、担当者の配置、実務経験等)について記載すること。 ・具体的な作業項目とそのスケジュールがわかるように記載すること。
②類似業務に関する実績	・GTFSデータの整備に関する類似業務のこれまでの実績を記載すること。 ※記載事項:受託先、受託費、事業年度、受託業務名、業務概要
2 企画提案力	
③交通事業者等への説明会	・運営体制、プログラム等の具体的な方法につ

	いて記載すること。講師等を招聘する場合は想定講師名を記載すること。
④GTFS データ整備に必要なデータ・情報等の収集	・実施体制、スケジュール、収集方法、収集する基礎情報等の具体的な方法について記載すること。
⑤GTFS データの整備	・実施体制、スケジュール、整備手法等の具体的な方法について記載すること。
⑥GTFS データの継続的な更新に向けた作成ツールの選択	・想定するデータ作成ツール及びそのツールを選択した理由について記載すること。
⑦GTFS データの Google マップ登録作業支援	・支援体制、スケジュール、支援手法等の具体的な方法について記載すること。
⑧Google とのデータ提供契約にあたってのマニュアルの作成	・マニュアルの構成案について、可能な範囲で具体的に記載すること。
⑨GTFS データの継続的な更新に向けた勉強会	・運営体制、プログラム等の具体的な方法について記載すること。講師等を招聘する場合は想定講師名を記載すること。
⑩追加提案	・仕様書に記載のない業務で、交通事業者等による GTFS データの継続的な更新に資する提案があれば記載すること。

8 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

委託先候補者の選定にあたっては、企画提案書等を提出した者が、県が設置する「青森県内における路線バス等の GTFS データ整備・登録支援業務審査会(以下「審査会」という。)」において、原則として対面によりプレゼンテーションを行い、審査会が提案内容を総合的に評価し、評価が最も高かった提案者を委託先候補者として選定する。参加者が 1 者の場合でも審査を行い、提案内容について契約の目的を達成できると判断できるときは、審査委員の合議の上、当該者を委託先候補者として選定する。

なお、審査の結果については、全ての参加者にメールで通知することとし、審査の経過及び審査結果に関する問合せや異議は一切認めない。

(2) 審査基準

業務提案審査する基準は概ね次のとおりとする。

審査項目		配点
1 業務遂行力	①実施体制・全体スケジュール ・経営が安定しており業務の運営能力があるか ・業務を円滑に行うのに十分な人員・技術を有する実施体制になっているか ・提示された実施体制の下で、全体スケジュール及び進め方が現実的なものになっているか	15
	②類似業務に関する実績 ・類似業務の実績、ノウハウを十分に有しているか	15
2 企画提案力	③交通事業者等への説明会 ・運営体制やプログラムが現実的なものとなっているか ・業務の目的に沿ったプログラム内容となっているか	5
	④GTFS データ整備に必要なデータ・情報等の収集 ・実施体制、スケジュール、収集方法、収集する基礎情報等が具体的に記載されているか ・GTFS データ整備に必要な基礎情報が網羅されており、情報収集が現実的なものになっているか	10
	⑤GTFS データの整備 ・実施体制、スケジュール、整備手法等が具体的に記載されており、データ整備が現実的なものになっているか	10
	⑥GTFS データの継続的な更新に向けた作成ツールの選択 ・交通事業者等毎に適切なデータ作成ツールを選択しているか	5
	⑦GTFS データの Google マップ登録作業支援 ・支援体制、スケジュール、支援手法等が具体的に記載されているか	5
	⑧Google とのデータ提供契約にあたってのマニュアルの作成 ・交通事業者等にとって分かりやすいマニュアル構成案となっているか	5
	⑨GTFS データの継続的な更新に向けた勉強会 ・運営体制やプログラムが現実的なものとなっているか ・業務の目的に沿ったプログラム内容となっているか	10
	⑩追加提案 ・委託業務終了後も交通事業者等が自ら GTFS データを継続的に更新することが期待できる内容となっているか	10
3 経費の妥当性	・業務に関する経費が適正に積算されているか ・費用対効果を踏まえた内容となっているか ・提案価格に優位性はあるか	10
合 計		100

9 事業者の決定

- (1) 業務内容に関する細目事項について、委託先候補者と県の間で協議の上、業務委託契約を締結する。その際、企画提案の内容により仕様書の一部を変更する場合もある。
- (2) 委託先候補者と協議が整わない場合、契約締結までの間に委託先候補者に事故のある場合等、委託先候補者としての資格要件を失ったときは、委託先候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、審査会において評価点が2番目に高かった者を新たに委託先候補者として協議を行う。
- (3) 協議が整った場合は、委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、委託契約を締結する。

10 留意事項

- (1) 本企画提案競技に関連して、参加者から提出されたすべての書類や資料の所有権は、県にあるものとし、返却はしない。
- (2) 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (3) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、また、参加資格を有していないことが判明した場合は、契約を解除する。
- (4) 参加に要する経費は、すべて各参加者の負担とする。
- (5) 企画提案書に対し、青森県情報公開条例第5条に基づく開示請求があった場合は原則公開する。ただし、著作権法第18条第3項第3号により、開示の決定の時までに別段の意思表示をした場合はこの限りでない。

11 問合せ・提出先

〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号（県庁南棟3階）

青森県交通・地域社会部地域交通・連携課 地域モビリティ推進グループ

モビリティデータ整備担当

T E L : 017-734-9151

E-mail : kotsurenkei@pref.aomori.lg.jp